

大磯町議会会議規則の一部を改正する規則

大磯町議会会議規則（昭和41年大磯町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「認めるときは」を「認める場合は、会議に宣告するにより」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和8年2月13日提出

提出者 大磯町議会運営委員会委員長 高 橋 英 俊